

医師 様

お手数をおかけいたしますが、下記に御記入いただき、園児の保護者へお渡してください。

清水私立幼稚園協会

### インフルエンザ罹患証明書

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと証明いたします。

症状出現日: 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日(発症0日)

診 断 日: 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名:

医師氏名又は代表者氏名: \_\_\_\_\_ (印)

学校保健法安全施行規則第19条第2項 インフルエンザ(新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く。)の出席停止期間『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3 日)を経過するまで』とされています。

※気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医へ受診してください。

[ 医師からの注意事項 ]

### インフルエンザ経過報告書(保護者記入)

発症した日を0日として、翌日から5日(計6日間)経過し、かつ、平熱となった日を解熱0日として、翌日から3日経過するまでが出席停止期間となります。

経過日数	日 時	午前測定時刻:体温	午後測定時刻:体温
0日目	月 日	午前 時 分: 度	午前 時 分: 度
1日目	月 日	午前 時 分: 度	午前 時 分: 度
2日目	月 日	午前 時 分: 度	午前 時 分: 度
3日目	月 日	午前 時 分: 度	午前 時 分: 度
4日目	月 日	午前 時 分: 度	午前 時 分: 度
5日目	月 日	午前 時 分: 度	午前 時 分: 度
6日目	月 日	午前 時 分: 度	午前 時 分: 度
7日目	月 日	午前 時 分: 度	午前 時 分: 度
8日目	月 日	午前 時 分: 度	午前 時 分: 度

**※提出前にチェック(レ点)をして下さい。**

- 発症後、5日を経過している。(発症日翌日を1日目と数える)
- 解熱後、3日を経過している。(解熱日翌日を1日目と数える)

学校法人さくら学園 船原幼稚園

\_\_\_\_\_ 組 園児氏名 \_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_

インフルエンザ罹患に伴う登園許可証の取り扱いについて(依頼)

日頃より、本園の教育活動に御協力、御支援いただきお礼申し上げます。

さて、従来インフルエンザと診断された際は、一定の期間後再度受診をし、医療機関発行の登園許可証明書を提出していただいていたのですが、証明書取得に伴う家庭や医療機関の負担軽減、感染症の拡大を防ぐため、

本年度からは、裏面様式の罹患証明書と体温測定等の健康観察により、登園再開の判断を行うこととなりました。

つきましては、下記のとおり取り扱いをお願い致します。

1. 取り扱い

- (1)「インフルエンザ罹患証明書」は、インフルエンザと診断されたときに、医師に確認して頂きます。罹患証明書を取得できなかった場合は園へご連絡下さい。
- (2)医師の証明書取得後、体温を測定してその経過を保護者が様式下段「インフルエンザ経過報告書」に記録して下さい。解熱し出席停止期間を経過したら、保護者が証明捺印し登園します。体温経過を記録した証明書は園へ提出して下さい。
- (3)証明書の様式は、園にありますので、取りに来て下さい。  
(裏面様式を使用しても構いません。)

2. 注意事項

- (1)この取扱いは、インフルエンザ罹患に限ります。他の出席停止になる感染症は従来通りです。
- (2)登園再開の基準

インフルエンザ登園停止期間早見表

※登園停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。

	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	(発症した後5日を経過)			
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
ここに日付を記入してみましょう→	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
発症後1日目に解熱した場合 →発症後6日目から登園可能		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		登園可能			
発症後2日目に解熱した場合 →発症後6日目から登園可能			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能			
発症後3日目に解熱した場合 →発症後7日目から登園可能				解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能		
発症後4日目に解熱した場合 →発症後8日目から登園可能					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能	
発症後5日目に解熱した場合 →発症後9日目から登園可能						解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能

※「発症日」は発熱の始まった日と考えます。

※「解熱した後3日」は、熱の下がった日の次の日が1日目になります。